

報道関係各位

## 学校法人聖路加国際大学と中央区との包括連携協定締結について

学校法人聖路加国際大学は、地域社会の発展等を目指し、平成 26 年 8 月 5 日（火）、中央区と包括連携協定を締結しました。

協定の正式名称は、「中央区と学校法人聖路加国際大学との包括連携に関する協定」です。江戸開府以来 400 年にわたり我が国の文化・商業・情報の中心として発展してきた中央区と、1902 年の病院開設以来、我が国の医療・福祉の発展に貢献し、また 1920 年の高等看護婦学校設立以来、看護教育のパイオニアとして歩んできた本学、それぞれが持つ特長を生かし、次に掲げる事項における様々な問題解決に取り組んでまいります。

- (1) 健康増進及び医学的調査・研究に関すること
- (2) 教育及び文化に関すること
- (3) 子育て支援に関すること
- (4) 高齢者支援に関すること
- (5) 防災及び防災支援に関すること
- (6) 前各号に掲げるもののほか、甲乙双方が必要と認めること

特に大学の知的・人的財産を地域社会の発展にどのように活用できるかを相互に検討し、より良い地域社会づくりに向けて、また中央区との連携で得られたエビデンスを教育にフィードバックし、より良い教育を行うなど、大学、中央区、双方にとって有益で継続性のある連携を進めていきます。

また喫緊の課題への取り組みとして、目前に迫った 2020 年の東京オリンピック・パラリンピック、およびその後の課題解決等に大学の知を反映していくように検討を進めていく予定です。

【添付資料】「中央区と学校法人聖路加国際大学との包括連携に関する協定書」

【本件に関するお問い合わせ先】

(学) 聖路加国際大学 法人事務局広報室 〒104-0045 東京都中央区築地 3-8-5  
代 表 03-3543-6391 FAX 03-5565-1626 広報室 03-6226-6361 / 03-5565-0950  
E-メール koho@slcn.ac.jp

## 中央区と学校法人聖路加国際大学との包括連携に関する協定書

中央区（以下「甲」という。）と学校法人聖路加国際大学（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、本協定の規定により包括的な連携のもと、相互に協力し、地域社会の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携及び協力を行う分野）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる分野について連携及び協力をするものとする。

- （1）健康増進及び医学的調査・研究に関すること
- （2）教育及び文化に関すること
- （3）子育て支援に関すること
- （4）高齢者支援に関すること
- （5）防災及び防災支援に関すること
- （6）前各号に掲げるもののほか、甲乙双方が必要と認めること

2 前項各号の詳細な連携及び協力内容は、甲乙協議の上、別途書面により定めるものとする。

（連携協議会）

第3条 甲及び乙は、前条第1項各号に規定する事項の円滑な推進を図るため連携協議会を設置するものとする。

2 連携協議会に関する必要な事項は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から5年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに甲又は乙のいずれかからも解除の申入れがないときは、更に5年間の更新をするものとし、以後も同様とする。

（協議）

第5条 甲及び乙は、本協定に規定する事項について疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項について定める必要があるときは協議の上、決定するものとする。

本協定締結の証として本協定書を2通作成し、署名の上、それぞれ各1通を保有するものとする。

平成26年8月5日

中央区築地一丁目1番1号

甲 中央区

中央区長

矢田美英

中央区明石町10番1号

乙 学校法人 聖路加国際大学

理事長

福井次矢